

令和5年度第4回  
東京都私立学校審議会  
会議録（828回）

令和5年7月18日（火）  
都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

午後 3 時00分開会

○近藤会長 ただいまから、「令和 5 年度第 4 回東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員20名の方のうち、17名の委員の方に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○戸谷私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 8 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 5 年 7 月 18 日付、東京都知事名。

記、1、二葉ファッションアカデミーの廃止認可について（武蔵野市）、ほか 7 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明をさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 1 件と新たに諮問される案件 8 件の計 9 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となっております各議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号から議案第 3 号及び第 5 号から第 7 号につきましては、各部会におきまして御了承いただいておりますことを御報告申し上げます。

なお、議案第 4 号につきましては、第三部会におきまして、審査の結果、継続審議となっておりますので、御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、既に諮問されている案件から審議することといたします。

初めに、中学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、不登校特例校である東京みらい中学校の設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の長塚委員から、調査結果につきまして、説明願います。

○長塚委員 それでは、議案第 1 号につきまして、御説明いたします。

本案件は、東京みらい中学校の設置認可についてでございます。

令和5年6月29日に、木内委員、東京私学部の担当職員と私で、第三部会の部会調査を実施いたしました。部会調査の際、学校法人三幸学園から、学校設置の目的・趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認しました。また、校舎、施設、設備などについては、中等教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望・注意事項として、次の8点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法上の中学校であることを十分認識し、公教育の立場に立った学校教育に取り組んでいただきたいこと。

2つ目は、不登校特例校として文部科学省指定の特別の教育課程の内容を実施するため、対面を中心とした学習によって、生徒本人の学習理解度や実態に配慮した教育を行っていただきたいこと。

3つ目は、他の都内私立中学校の入学者選抜の実施状況を踏まえ、入試日程を適切に設定して、選考過程においては、生徒・保護者に対し通学意思をよく確認した上で、生徒の受入れをしていただくこと。また、生徒の定員管理には十分な配慮をしていただきたいこと。

4つ目は、全日制の高等学校に生徒が入学することを目標とし、自由な進路選択ができる状態で卒業させていただきたいこと。

5つ目は、集団での学習、生活が苦手な生徒に対しても、適切な配慮を行って、指導上の工夫を行っていただきたいこと。

6つ目は、生徒が社会的に自立できるよう、ソーシャルスキルやコミュニケーション能力を向上し、自己肯定感を育む教育に取り組んでいただきたいこと。

7つ目は、入学後、やむを得ず不登校となってしまった生徒については、オンライン学習に依拠せず、個々の生徒の状況確認やフォローを徹底し、生徒に寄り添った段階的な登校に向けた方法を家庭と共に検討していただきたいこと。

8つ目は、学校運営に当たっては、近隣地域との良好な関係を築いていくこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、設置認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

部会調査結果の報告については以上ですけれども、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○福本私学行政課長 それでは、議案第1号の要項に基づきまして、御説明いたします。

これは、学校法人三幸学園から申請がありました、不登校生徒等に中等普通教育を施す不登校特例校である東京みらい中学校の学校設置認可です。

それでは、設置要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、「本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、不登校生徒等に中等普通教育を施すことを目的とする」です。

学校の名称は、「東京みらい中学校」です。

学校の位置は、要項 3 に記載のとおりです。

開設の時期は、令和 6 年、2024 年 4 月 1 日を予定しております。

経費の見積及び維持方法は、要項 5 に記載のとおりです。

設置者は学校法人三幸学園で、理事長は昼間一彦氏、校長は定野司氏です。

収容定員は240名で、1 学年、80名、3 学級です。

校地、校舎等につきましては、要項 9 及び10に記載のとおり、設置基準を充足しております。

教職員組織、校具及び教具等、予算概要につきましては、要項11から要項13に記載のとおりです。

付近の状況につきましては、要項14の記載のとおり、通学路に商店街や交番などもあり、治安に良好な地域に位置しております。

備考欄には、学校法人が設置する学校の設置認可日を記載しておりますので、御参考に御覧ください。

以上で、議案第 1 号につきましての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第 1 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続きまして、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 2 号は、二葉ファッションアカデミーの廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第 2 号、二葉ファッションアカデミーの廃止認可について、御説明申し上げます。

二葉ファッションアカデミーは、昭和51年12月15日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、社会情勢の変化、職業選択の多様化もあり、当該校の学生募集が困難になったためです。

設置者は、学校法人二葉総合学園で、理事長は手嶋達也氏です。

校長は、小川万紀子氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和4年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、法人内で配置転換をしております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管いたします。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第3号は、こぞくら幼稚園の収容定員に係る園則変更認可でございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第3号、こぞくら幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和6年9月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、都道建設に係る用地買収の対象地となったことによる園舎移転に伴い、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は矢島千秋氏、園長は矢島富美氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の4学級、108名を、3学級、70名に変更するものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、高校についての案件でございます。

議案第4号は、広域の通信制課程に係る大原学園高等学校の学則変更認可についてでございます。

これにつきましては、先ほど説明がございましたけれども、引き続き第三部会において審査をお願いするということでございます。

次に、議案第5号は、広域の通信制課程に係るNHK学園高等学校の学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第5号について、御説明いたします。

これは、学校法人NHK学園が設置しておりますNHK学園高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域、課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6を御覧ください。1点目として、協力校に関する変更です。協力校のうち1校から、協定解除の申入れを受け、学則から削除いたします。変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和6年4月1日を予定しております。2点目として、教育活動及び学校経営の維持充実を図るため、学費を変更いたします。変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和6年4月1日を予定しております。次に、変更の内容ですが、要項8の別紙1「学則比較対照表」を御覧ください。学則第7条の協力校について、別表第4に記載されているとおり、協力校を1校削除します。この変更については、千葉県の協力校より、協定解除の申入れを受け、2022年度末までに在席生徒のほかの協力校への移動等、対応が完了したため、2023年度は協定を締結せず、学則から削除するものです。次の変更点について、御説明いたします。学則第22条に定める入学選抜料、施設設備充実費、教育運営費については、別紙1、学則比較対照表のとおり、変更いたしません。変更点については、以上です。

要項に戻りまして、備考欄には、設置認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第5号についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、議案第6号は自由学園女子部中等科の収容定員に係る学則変更認可、議案第7号は自由学園男子部中等科の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、2件をまとめて説明願います。

○担当者 それでは、議案第6号・第7号について、関連しておりますので、併せて御説明いたします。

これは、学校法人自由学園が設置しております自由学園女子部中等科と自由学園男子部中等科の収容定員に係る学則変更認可です。

今回の申請は、共学化を伴う収容定員変更であり、前提条件として、現在の校地利用についてと今後の共学化に伴う構想を説明する必要があるがございますので、冒頭に説明させていただきます。

令和6年4月1日から、自由学園男子部中等科と自由学園女子部中等科をまとめて1校とし、共学化いたします。共学化に伴い、男子部中等科の収容定員を女子部中等科へ移し替え、女子部中等科の収容定員を増員いたします。併せて、「自由学園女子部中等科」は「自由学園中等科」に名称変更をいたします。男子部中等科は、今回の申請で収容定員を0名にして、令和6年4月以降、在席生徒がいなくなったことを確認の上、廃止の申請をいたします。また、現状、高等科は共学校でございますが、男女で、校舎、教育課程が別になっております。令和6年4月1日から、教育課程、校舎、クラス編制等においても、完全に共学化を図ります。

補足資料の配置図①、配置図②を御覧ください。現在の校地利用と2024年4月以降の共学化後の校地利用について、示しております。現状、配置図①のとおり、女子部中等科生徒と高等科女子生徒が同じ敷地を使用し、また、男子部中等科生徒と高等科男子生徒が同じ敷地を使用しております。今後の流れとして、現在在席している女子部中等科の1・2年生は、令和6年4月1日より、現在の男子部校舎に移動いたします。同様に、現在の高等科1・2年生の男子生徒は、令和6年4月1日より、現在の女子部校舎に移動いたします。共学化後は、配置図②のとおり、現在の男子部の敷地を中等科が使用し、現在の女子部の敷地を高等科が使用するものです。

以上の前提条件を踏まえ、要項を御覧ください。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、本学園が設置しております自由学園女子部中等科と自由学園男子部中等科をまとめて1校とし、共学化いたします。共学化に伴い、男子部中等科の収容定員を女子部中等科へ移し替え、女子部中等科の収容定員を増員し、男子部中等科の収容定員を皆減するものです。

変更の時期は、令和6年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6を御覧ください。女子部中等科では、変更前の収容定員150名、1学年、2学級、50名であるものを、変更後は、120名増員し、収容定員270名、1学年、3学級、90名にいたします。男子部中等科では、変更前の収容定員120名、1学年、1学級、40名であるものを、変更後は、収容定員を0名に変更いたします。また、変更後

の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和6年度にまとめて変更する予定となっております。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項7から9に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

7の校地では、現在の女子部中等科と高等科女子生徒が使用している敷地が、変更後は高等科の敷地となります。また、現在の男子部中等科と高等科男子生徒が使用している敷地は、中等科の敷地となります。

8の校舎面積は、変更前と変更後で校舎の増築等はございません。校舎の入替えがあり、正確に生徒1人当たり面積を算出するため、中等科のみで算出しております。

9の教職員組織につきましては、女子部中等科、男子部中等科の教職員の方々は共に中等科の教職員になります。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第6号・第7号についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。第6号・第7号ですね。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号及び議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件が2件ございます。

議案第8号は薬学ゼミナール市ヶ谷教室の設置認可に係る計画承認、議案第9号は辻調理師専門学校東京の設置認可でございます。

こちらは、いずれも第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は、9月19日、火曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

午後3時21分閉会